施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。

なお、技術提案について、技術提案のプレゼンテーションを行い、プレゼンテーションの質疑応答において、競争参加申請者の意図を確認した上で、必要に応じて技術提案の見直し若しくは取り下げの機会を設けるものとする。

⑼　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

⑽　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。

基本契約に含まれる内容は、特記仕様書の補足事項もしくは図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名　東名高速道路(特定更新等)
大井松田ＩＣ～御殿場ＩＣ（左ルート）間床版取替工事

②　基本契約対象工事の工事場所
東名高速道路
自）神奈川県足柄上郡大井町山田
至）静岡県御殿場市東田中

③　基本契約対象工事の工事内容
本件は、大井松田ＩＣ～御殿場ＩＣ（左ルート）間における成就院橋、鶴野橋、酒匂川橋を含む14橋の床版取替、22橋の鋼桁の疲労き裂対策工、21橋の塗替塗装、10橋の支承取替、３橋の制震ダンパー設置、23橋の詳細設計等を行う工事である。

④　基本契約対象工事の概算数量
床版取替　約25,000㎡
疲労き裂対策工　22橋　※１
塗替塗装　約109,700㎡
支承取替　約150基
制振ダンパー設置　約10基
詳細設計　23橋　※１
※１　橋数は、上下線別で算出

⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結の翌日から1,440日間

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。)であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。)であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績
橋面積7,300㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事
注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種、形式も問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
橋梁上部工を架設した工事
注）固定支保工による架設は除く。また、橋種・形式は問わない。

⑸　配置予定の技術者等

①　技術者の専任に関する事項　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。

なお、主任（監理）技術者の専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

１）監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお､「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

２）主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

②　技術者の経験に関する事項

１）現場代理人又は主任（監理)技術者は、下記の同種工事の経験を有すること。

なお、提出できる工事の経験は１件とする。(工事経験の設定年数は設定しない)

求める経験
橋梁上部工を架設した工事

注）固定支保工による架設は除く。また、橋種・形式は問わない。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

・設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

④　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート分野)、上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート分野))のいずれかの資格保有者。